

多可町長ふれあいトーク実施要領

1 目 的

町長が、地域の団体やグループ等との懇談を通して相互理解を深めるとともに、その声を町政に生かして町民参加のまちづくりを進めることを目的に、町長ふれあいトークを実施します。

2 対 象

自主的な活動を行っている町民団体やグループ、サークル等(以下「グループ等」という。)を対象とし、参加人数は5～10人程度とします。

3 実施方法

- (1) 申込みグループ等の名称、代表者の氏名・住所・電話番号、グループ等の活動内容が分かる資料(総会資料、会員名簿、会報誌など)、懇談を希望するテーマと内容、参加予定人数、開催を希望する時期を記載して申込んでください。なお、郵送、ファックス、Eメールでも受付します。
- (2) 日 時 原則として平日の午前9時から午後5時までの間の1時間程度(1団体につき1年間に1回)とします。グループ等の希望を基に町長日程と調整の上、日時を決定します。
- (3) 会 場 会場の確保や設営等は、グループ等が行ってください。また、会場の使用にかかる経費等が発生する場合は、グループ等が負担してください。会場は原則として多可町内とします。
- (4) 町の出席者 町長のほか必要に応じて関係部署の職員が出席します。
- (5) ふれあいトークの内容は、必要に応じて記録を行います。

4 実施の制限

次の各号に該当するときには、町長ふれあいトークを実施しません。

- (1) 公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (2) 特定の営利事業に特別の援助となるおそれのあるとき。
- (3) 特定の政治団体や宗教団体に特別の利益または不利益となるおそれのあるとき。
- (4) 苦情や要望を主たる目的とするとき。
- (5) その他、町長がふれあいトークの目的に反するおそれがあると認めるとき。

5 広 報

町長ふれあいトークに関する周知は、広報多可、町ホームページ等により行います。

6 事務局

町長ふれあいトークに関する事務局は企画秘書課とし、日程・参加者調整等の事務を行う。

7 その他

町長日程等によりご希望に添えない場合があります。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

年 月 日

(あて先) 多 可 町 長

町長ふれあいトーク申込書

団体の名称	
代表者の 住所・氏名	住所： 氏名：
連絡先	電 話： F A X： Eメール：
団体の 主な活動内容	総会資料、会員名簿、会報誌など活動の様子が分かるものを添付してください。
実施希望日時	第1希望 月 日 () 時 分 第2希望 月 日 () 時 分 第3希望 月 日 () 時 分
実施場所	会場名： 所在地： 電話番号：
参加予定人員	名 (別紙名簿のとおり)
話し合いたい テーマ	
備 考	

申込書の提出先は企画秘書課へお願いします。

(電話 0795-32-2381 FAX 0795-32-2349 ☒ kikaku@town.taka.lg.jp)

別紙

町長ふれあいトーク参加者名簿

団体の名称： _____

	氏 名	住 所	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			